### 公益財団法人 ほしのわ

# 2023 年度 奨学生募集要項

### 1. 趣 旨

ほしのわ奨学金は、熊本県内の高等専門学校(3年生以上)、専修学校及び大学に在籍する 学生で、工学、情報学、商学、経営学、経済学に関する分野について学んでいる、経済的理 由により就学が困難な者に対して奨学援助を行うことにより、社会の有用な人材を育成する ことを目的としています。

# 2. 特 徵

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付するものとし、原則として、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

## 3. 奨学生の応募資格

公益財団法人ほしのわ(以下、財団という)の奨学生となる者は、以下の各号に該当する者とします。

- (1) ほしのわ奨学金を受け取ることができる者は、財団の指定する高等専門学校(3 年生以上)、専修学校、大学に在籍し、学業、人物とも優秀であり勉学に意欲がある者。
- (2) 経済的に学業の継続が困難と認められる者。
- (3) 他の奨学金制度を利用している者であっても、応募資格を有するものとします。
- (4) 日本国籍を有する者。

#### 4. 採用人数

計10名程度

#### 5. 奨学金の額と給付の方法

- (1) 給付金額 月額 3万円
- (2) 給付する期間 1年間(2024年4月~2025年3月)
- (3) 給付の方法 奨学金は、4カ月毎の一定日に送金するものとします。 (本人名義の銀行等の預金口座に送金します。)

#### 6. 奨学金の休止又は廃止事由

- (1) 休学、あるいは長期に欠席するとき
- (2) 退学したとき
- (3) 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
- (4) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としなくなったとき
- (6) 奨学金給付規程第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき
- (7) 奨学金給付規程第17条に定める責務に特段の理由なく違反したとき

(8) 上記の他、奨学生として適当でない事実があったとき

### 7. 手 続

- (1) 必要書類
  - ア 願書
  - イ 指導教員の推薦書
  - ウ 成績を証明するもの (直近のものをご提出ください。1年生の場合は、前期の成績表を提出ください)
  - エ 住民票(世帯全員が記載されているもの)
  - オ 保護者の所得証明書
  - カ 個人情報の取扱いに関する同意書
  - キ 課題1 (奨学金志望理由)
  - ク 課題 2 (作文。「熊本が国内外の観光客を誘致するにあたっての課題とその解決案」) 【様式】ワードにて、A4 サイズ・横書きで作成。字数 1,200~2,000 字。 フォント: MS 明朝、11pt。作文冒頭に所属学校名と氏名を明記すること。

必要書類の書式は財団のホームページ(https://hoshinowa.or.jp/)に掲載しています。 ご不明な点がございましたら、財団ホームページよりお問い合わせください。 なお、財団ホームページの「よくある質問」もご参照ください。

- (2) 提出方法 財団宛郵送のこと。
- (3) 提出期限 2023年11月15日(水)※財団必着
- (4) 提出先(連絡先)

〒860-0805 熊本県熊本市中央区桜町 3 番 10 号 SAKURA MACHI Kumamoto 5 階 Eggplant KUMAMOTO 桜町総合就職プラットホーム内 公益財団法人ほしのわ 事務局

#### 8. 奨学生の決定

- (1) 奨学生の決定は、財団の奨学生選考委員会の面接及び選考を経て決定し、その結果を本人及び各学校に通知します。
- (2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

#### 9. 奨学生の義務

奨学生は、財団が年に3回開催する奨学生交流会には、特別な事情がない限り出席しなければなりません。当財団の奨学金は、奨学生が自分で管理し、自身の勉強と生活のために使わなければなりません。

以上